

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 火薬類取締法施行細則の一部を改正する
規則

【規則】
(県例規集登載)

消防保安課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

【告示】

環境管理課

〃

〃

○ 知事指定薬物の指定の失効

【告示】

医薬安全課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

【告示】

指導監査課

○ 道路の区域変更

【告示】

道路整備課

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

【告示】

都市計画課

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

【告示】

治山課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【告示】

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

【告示】

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十九号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年八月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和五十一年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十六条第三号への」を「第十六条第三号トに規定する」に改める。

第二十一条中「第十六条第三号へに規定する」を「第十六条第三号トの」に改める。

様式第十九号中「~~昭和五十一年岡山県規則第三十三号~~」を「~~昭和五十一年岡山県規則第三十三号~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

◎岡山県告示第三百八十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 日軽形材株式会社
住 所 岡山県高梁市落合町阿部2100
氏 名 代表取締役社長 佐々木英孝
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日軽形材株式会社岡山工場
所在地 岡山県高梁市落合町阿部2100

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		廃 止		変 更 前	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (5)		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (6)		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (5)		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (6)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (1)	
能	力	510m ³ /分		400m ³ /分		600m ³ /分		350m ³ /分		800t/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	24	24	同左		同左		同左		358	368
	p H	10.5	13.5	1.5	1.5	10.5	13.5	1.5	1.5	8	8.5
	B O D (mg/L)	10	12	同左		10	12	同左		25	35
	C O D (mg/L)	10	12			10	12			25	35
	S S (mg/L)	50	100			50	100			250	400
	油 分 (mg/L)	2	5			2	5			4	5
	T - N (mg/L)	ND	ND			ND	ND			15	20
	T - P (mg/L)	ND	ND			ND	ND			5	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	< 50	< 50			-	-			-	-
	大腸菌数 (CFU/mL)	< 50	< 50			-	-			-	-

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設(5、6)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
 3 酸又はアルカリによる表面処理施設(1)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後			
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (1)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (2)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (4)		同左			
能	力	1,200t/月		同左		同左		同左		同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水 量 (m ³ /日)	358	368	72	72	同左		25.2	25.2	同左			
	p H	8	8.5	1.5	1.5			8.5	8.5				
	B O D (mg/L)	25	35	4	10			48,000	48,000				
	C O D (mg/L)	25	35	4	10			48,000	48,000				
	S S (mg/L)	250	400	10	20			1	1				
	油 分 (mg/L)	4	5	2	2			ND	ND				
	T - N (mg/L)	15	20	3	5			ND	ND				
	T - P (mg/L)	5	10	1	2			ND	ND				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	<50	<50	—	—			—	—			<50	<50
	大腸菌数 (CFU/mL)	<50	<50	—	—			—	—			<50	<50

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 酸又はアルカリによる表面処理施設(1、2、4)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 変更なし
- (5) 排水口に関する事項
 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
 (1) 期 間 令和6年8月20日から同年9月10日まで
 (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

◎岡山県告示第三百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 日比共同製錬株式会社
住所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
氏名 代表取締役社長 高橋 隆智
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 日比共同製錬株式会社玉野製錬所（溶錬工場）
所在地 岡山県玉野市日比六丁目1番1号

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後					
種	類	62-ヘ 非鉄金属製造業の用に 供する湿式集じん施設 (17)		27-ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施 設 (1)		同左		27-ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施 設 (2)		同左					
能	力	48,000m ³ /時間		80,000Nm ³ /時間		同左		76,000Nm ³ /時間		同左					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事開始9か月後		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		間欠12時間		連続24時間		同左		連続24時間		同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水 量 (m ³ /日)	46	53	533	775	同左		334	519	同左					
	p H	7.0~8.0		1.0~1.5				1.0~1.5							
	B O D (mg/L)	-	-	-	-			-	-						
	C O D (mg/L)	-	-	218	890	同左		240	1,000	同左					
	S S (mg/L)	16	16	49	164			50	165			55	184	58	186
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-			同左				-	-	同左	
	T-N (mg/L)	-	-	0.08	0.13	-	-								
	T-P (mg/L)	-	-	0.002	0.013	-	-								
	C u (mg/L)	0.57	0.57	142	809	166	920								
	P b (mg/L)	0.23	0.23	46	161	55	184								
	Z n (mg/L)	0.07	0.07	278	1,209	331	1,380								
	C d (mg/L)	0.002	0.002	9	80	11	92								
	A s (mg/L)	2.3	2.3	1,396	3,225	1,656	3,680								
	S e (mg/L)	-	-	3	15	4.6	18								
F (mg/L)	-	-	10	20	10	20									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

区	分	変更前		変更後			
種	類	62-へ 非鉄金属製造業の用に 供する湿式集じん施設 (16)		同左			
能	力	340,000Nm ³ /時間		同左			
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに			
工事完成予定年月日		-		許可後直ちに			
使用開始予定年月日		-		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通常	最大	通常	最大		
	水量 (m ³ /日)	84	96	同左			
	p H	5.8~8.6					
	BOD (mg/L)	-	-				
	COD (mg/L)	100	120	同左			
	SS (mg/L)	23.0	27.5			33.1	36.3
	油分 (mg/L)	-	-			同左	
	T-N (mg/L)	0.5	1.0				
	T-P (mg/L)	0.01	0.10				
	Fe (mg/L)	-	-				
	Cu (mg/L)	20	24				
	Pb (mg/L)	3	3.6				
	Zn (mg/L)	-	-				
	Cd (mg/L)	1	1.2				
As (mg/L)	10	12	11	13			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和6年8月20日から同年9月10日まで

(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第三百八十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―五―ブ
ロモ―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名ADB―
五、B r―B U T I N A C A）及びその塩類

2 N―エチル―二―（二―「（四―イソプロポキシフェニル）メチル」―五―ニト
ロ―一―H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル）エタン―一―アミン（通称名N
―D e s e t h y l i s o t o n i t a z e n e）及びその塩類

3 （二R・三R）―二―（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソール―五―イル）―三
―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソ
ール―五―イル）―三―メチルモルフォリン（通称名三・四―M D P M、三―M D
P M、三・四―M e t h y l e n e d i o x y p h e n m e t r a z i n e）及び
それらの塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和六年八月十七日

◎岡山県告示第三百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション あおぞら

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西四―一―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人ペガサス

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西四―一―一一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年八月八日

四 介護保険事業所番号

三三六二二九〇〇六〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

◎岡山県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字西河内一五五四番 六地先から 久米郡美咲町江与味字市場二三一六番一 地先まで	新	四・四 九・四	二六〇・〇
久米郡美咲町江与味字西河内一五五四番 六地先から 久米郡美咲町江与味字市場二三一六番一 地先まで	旧	四・四 八・五	二六〇・〇

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

◎岡山県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、津山広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市	施行者の 名称
津山広域都市計画下 水道事業	事業の種類及び名称
昭和五十三年三月七日 から 令和十三年三月三十一 日まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	事業 地

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

〔四三一〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

十 美作―二	登 録 番 号		
組 合 奈 義 町 森 林	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者	
	住 所	勝 田 郡 奈 義 町 豊 沢 三 〇 三	
幼 苗 の 育 成 幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	生 産 事 業 の 内 容		
奈 義 町 森 林 組 合 住 所 地 に 同 じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		

〔四三二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町黒土字池尻一〇一番二、一二一番二、一二三番一、一二四番二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月七日岡山県指令建指第四〇八号

〔四三三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年八月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- 1) 調達件名
岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理
- 2) 調達業務の特質等
入札説明書及び岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- 3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4) 履行場所
入札説明書による。
- 5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- 1) 令和6年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- 4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6) 作業を行う工場がアグスタ式A109E型のレオナルド社認定整備工場であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

令和6年8月20日 岡山県公報 第12627号

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7538（直通）
- (2) 申請書の提出期限
令和6年9月17日（火）午後4時
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2242
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
 - ア 交付期間
令和6年8月20日（火）から同年9月30日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
 - イ 交付方法
 - (1)の場所にて交付する。
また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。
- (3) 入札書の受領期限
令和6年10月9日（水）午後4時
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年10月10日（木）午前11時00分
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部庁舎2階入札室
- 5 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年9月30日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

12th month special inspection and repair of Okayama Prefectural Police helicopter

(2) Contract period :

From the date of contract through 31 March, 2025

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 9 October, 2024

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242